

保医発0930第6号  
平成26年9月30日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の  
留意事項について」等の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）」の一部が平成26年厚生労働省告示第378号をもって改正され、平成26年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）  
の一部改正について

**別添 1**

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」  
(平成26年3月5日保医発0305第5号) の一部改正について

- 1 I の 3 の (7) のエの次に次のように加える。  
オ 部品連結用②横型を用いる場合は、セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）は1回の手術につき1セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づき2セット以上を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。
- 2 (別紙) の表059(1) 中「人工股関節用部品・一般オプション部品」を「人工関節用部品・一般オプション部品」に、同表059(1-2) 中「人工股関節用部品・カップサポート」を「人工関節用部品・カップサポート」に改める。
- 3 (別紙) の表065(6) 中「リバース型・関節窩ヘッド」を「リバース型・関節窩ヘッド・標準型」に改め、同表065(6) の次に次のように加える。  
(6-2) リバース型・関節窩ヘッド・外側補正型 人工肩関節・S R - 4 - 2  
(6-3) リバース型・関節窩ヘッド・下方補正型 人工肩関節・S R - 4 - 3
- 4 (別紙) の表066(1) 中「上腕骨側材料」を「上腕骨側材料・標準型」に改め、同表066(1) の次に次のように加える。  
(1-2) 上腕骨側材料・特殊型 人工肘関節・E H - 1 - 2

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日  
保医発0305第8号)の一部改正について

- 1 別表のⅡの059(2)中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改める。
- 2 別表のⅡの059(3)中「人工股関節用部品」を「人工関節用部品」に改め、同表のⅡの059(3)の①のウ中「又は臼蓋底」を「、臼蓋底、上腕骨又は尺骨」に改める。
- 3 別表のⅡの065(2)中「8区分」を「10区分」に、「13区分」を「15区分」に改める。
- 4 別表のⅡの065(3)の⑬を⑯とし、⑭を⑮とし、⑮を⑯とし、⑰を次のように改める。  
⑯ リバース型・関節窩ヘッド・標準型  
次のいずれにも該当すること。  
ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。  
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。  
ウ ⑯及び⑰に該当しないこと。
- 5 別表のⅡの065(3)の⑯の次に次のように加える。  
⑯ リバース型・関節窩ヘッド・外側補正型  
次のいずれにも該当すること。  
ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。  
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。  
ウ 肩甲骨ノッチングを低減するために、回転の中心を外側へ補正した形状であること。  
⑯ リバース型・関節窩ヘッド・下方補正型  
次のいずれにも該当すること。  
ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。  
イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。  
ウ 肩甲骨ノッチングを低減するために、回転の中心を下方へ補正した形状であること。
- 6 別表のⅡの066の(2)中「上腕骨側」の次に「(2区分)」を、「尺骨側」の次に「(1区分)」を、「橈骨側」の次に「(1区分)」を加え、「3区分」を「4区分」に改める。
- 7 別表のⅡの066の(3)の①を次のように改める。

① 上腕骨側・標準型

以下のいずれにも該当すること

ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。

イ ②に該当しないこと。

別表のⅡの066の(3)の③を④とし、②を③とし、①の次に次のように改める。

② 上腕骨側・特殊型

以下のいずれにも該当すること。

ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。

イ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

ビタミンEに浸漬又は添加されていること。

8 別表のⅡの152の(2)中「肋骨間用」の次に「(1区分)」を、「肋骨腰椎間用」の次に「(1区分)」を、「肋骨腸骨間用」の次に「(1区分)」を、「固定クリップ(伸展術時交換用)」の次に「(1区分)及び部品連結用(2区分)」を加え、「4区分」を「6区分」に改める。

9 別表のⅡの152の(3)の④の次に次のように加える。

⑤ 部品連結用・縦型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

スタガードコネクター

⑥ 部品連結用・横型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

ア トランスバースバー

イ トランスバーススクレードル

ウ コネクター

(参考)  
 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成26年3月5日保医発0305第5号)の一部改正について  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項          1・2 (略)          3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い、          (1)～(4) (略)          (4) 胸郭変形矯正用材料          ア～エ (略)</p> <p>オ 部品連続用②横型を用いる場合は、セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）は1回の手術につき1セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づき2セット以上を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)          4・5 (略)</p>	<p>I 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）以下「算定方法告示」という。）別表第一医科診療報酬点数表に関する事項          1・2 (略)          3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）に係る取扱い、          (1)～(4) (略)          (4) 胸郭変形矯正用材料          ア～エ (略)</p> <p>オ 部品連続用②横型を用いる場合は、セット（肋骨間用、肋骨腰椎間用又は肋骨腸骨間用）は1回の手術につき1セットを限度として算定できる。なお、医学的根拠に基づき2セット以上を算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的根拠を詳細に記載すること。</p> <p>(4)～(6) (略)          4・5 (略)</p>

〔参考〕  
 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について  
 (傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
告示名	告示名
059 オプション部品	059 オプション部品
(1) 人工関節用部品・一般オプション部品	(1) 人工股関節用部品・一般オプション部品 (1-2) 人工股関節用部品・カッブサポート
(2) 人工膝関節用部品	(2) 人工膝関節用部品
(3) 人工膝関節固定強化部品・人工関節固定強化部品 (I)	(3) 人工膝関節固定強化部品・人工関節固定強化部品 (I) (3-2) 人工膝関節固定強化部品・人工関節固定強化部品 (II)
(4) 再建用強化部品	(4) 再建用強化部品
(5) 人工肩関節再置換用システムヘッド	(5) 人工肩関節再置換用システムヘッド
065 人工肩関節用材料	065 人工肩関節用材料
(1) 肩甲骨側材料・標準型	(1) 肩甲骨側材料・標準型 (1-2) 肩甲骨側材料・特殊型
(2) 上腕骨側材料・標準型	(2) 上腕骨側材料・標準型 (2-2) 上腕骨側材料・特殊型
(3) リバース型・上腕骨システム・標準型	(3) リバース型・上腕骨システム・標準型 (3-2) リバース型・上腕骨システム・特殊型
(4) リバース型・スペーサー	(4) リバース型・スペーサー
(5) リバース型・インサート・標準型	(5) リバース型・インサート・標準型

(5-2) リバース型・インサート・特殊型	人工肩関節・SR-3-2	(5-2) リバース型・インサート・特殊型	人工肩関節・SR-3-2
(6) リバース型・関節窩ヘッド・標準型	人工肩関節・SR-4	(6) リバース型・関節窩ヘッド	人工肩関節・SR-4
(6-2) リバース型・関節窩ヘッド・外側補正型	人工肩関節・SR-4-2		
(6-3) リバース型・関節窩ヘッド・下方補正型	人工肩関節・SR-4-3		
(7) リバース型・ベースプレート・標準型	人工肩関節・SR-5	(7) リバース型・ベースプレート・標準型	人工肩関節・SR-5
(7-2) リバース型・ベースプレート・特殊型	人工肩関節・SR-5-2	(7-2) リバース型・ベースプレート・特殊型	人工肩関節・SR-5-2
(8) リバース型・切換用	人工肩関節・SR-6	(8) リバース型・切換用	人工肩関節・SR-6
066 人工肘関節用材料		066 人工肘関節用材料	
(1) 上腕骨側材料・標準型	人工肘関節・EH-1	(1) 上腕骨側材料	人工肘関節・EH-1
(1-2) 上腕骨側材料・特殊型	人工肘関節・EH-1-2	(2) 尺骨側材料	人工肘関節・EU-2
(2) 尺骨側材料	人工肘関節・EU-2	(3) 桡骨側材料	人工肘関節・ER-3
(3) 桡骨側材料	人工肘関節・ER-3		

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成26年3月5日保医発0305第8号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(別表)	(別表)
II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格	II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格
001～058 (略) 059 オプション部品 (1) (略) (2) 機能区分の考え方	001～058 (略) 059 オプション部品 (1) (略) (2) 機能区分の考え方 使用部位又は使用目的により、人工股関節用部品（2区分）、人工膝関節用部品（1区分）、人工関節固定強化部品（2区分）、再建用強化部品（1区分）及び人工肩関節再置換用ステムヘッド（1区分）の合計7区分に区分する。
(3) 機能区分の定義	(3) 機能区分の定義 ① <u>人工股関節用部品</u> ・一般オプション部品 次のいずれかに該当すること。 ア・イ (略) ウ 骨セメントの流出を防止するために、大腿骨、脛骨、白蓋底、上腕骨又は尺骨に使用するものであって、骨栓（ボーンプラグ）、セメントリストラクターであること。
060～064 (略) 065 人工肩関節用材料	② <u>人工股関節用部品</u> ・カッップサポート 白蓋形成用カッップの固定を補助する目的に使用するカッップサポートであること。 ③～⑦ (略) 060～064 (略) 065 人工肩関節用材料

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>人工肩関節用材料は、構造、使用目的及び使用部位により肩甲骨側（2区分）、上腕骨側（2区分）、リバース型（10区分）及び切換用（1区分）の合計15区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 肩甲骨側・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ②及び⑩から⑪までに該当しないこと。</p> <p>② 肩甲骨側・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ⑩から⑪までに該当しないこと。</p> <p>③ ～⑨ (略)</p> <p>⑩ リバース型・関節窓ヘッド・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。</p> <p>イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。</p> <p>立 ⑪及び⑫に該当しないこと</p> <p>⑪ リバース型・関節窓ヘッド・外側補正型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。</p> <p>1 ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替する</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 機能区分の考え方</p> <p>人工肩関節用材料は、構造、使用目的及び使用部位により肩甲骨側（2区分）、上腕骨側（2区分）、リバース型（8区分）及び切換用（1区分）の合計13区分に区分する。</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>① 肩甲骨側・標準型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ②及び⑩から⑪までに該当しないこと。</p> <p>② 肩甲骨側・特殊型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ ⑩から⑪までに該当しないこと。</p> <p>③ ～⑨ (略)</p> <p>⑩ リバース型・関節窓ヘッド</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。</p> <p>イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。</p> <p>立 ⑪及び⑫に該当しないこと</p> <p>⑪ リバース型・関節窓ヘッド・外側補正型</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。</p> <p>1 ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替する</p>
--	---

ものであること。

ウ 肩甲骨ノッキングを低減するために、回転の中心を外側へ補正

した形状であること。

⑫ リバース型・関節窓ヘッド・下方補正型

次のいすれにも該当すること。

工 膜板機能不全を呈する症例に対して肩関節の機能を代替するために使用する、臼蓋側と骨頭側の解剖学的形状を反転させたリバース型の全人工肩関節であること。

イ ベースプレートと組み合わせて使用し、骨頭の機能を代替するものであること。

ウ 肩甲骨ノッキングを低減するために、回転の中心を下方へ補正した形状であること。

⑬ リバース型・ベースプレート・標準型  
次のいすれにも該当すること。

ア・イ (略)

⑭ リバース型・ベースプレート・特殊型  
次のいすれにも該当すること。

ア・エ (略)

⑮ 切換用  
(略)

066 人工肘関節用材料  
(1) (略)

(2) 機能区分の考え方  
人工肘関節用材料は、使用部位により、上腕骨側(2区分)、尺骨側(1区分)及び橈骨側(1区分)の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 上腕骨側・標準型  
以下のいすれにも該当すること。

ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。

⑪ リバース型・ベースプレート・標準型  
次のいすれにも該当すること。

ア・イ (略)

⑫ リバース型・ベースプレート・特殊型  
次のいすれにも該当すること。

ア・エ (略)

⑬ 切換用  
(略)

066 人工肘関節用材料  
(1) (略)

(2) 機能区分の考え方  
人工肘関節用材料は、使用部位により、上腕骨側、尺骨側及び橈骨側の合計3区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

① 上腕骨側  
肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。

イ ②に該当しないこと。  
② 上腕骨側・特殊型

以下のいずれにも該当すること。

ア 肘関節の機能を代替するために上腕骨側に使用する材料であること。

イ 摩耗粉を軽減するための以下の加工等が施されているものであつて、その趣旨が医事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

ビタミンEに浸漬又は添加されていること。

③ 尺骨側

肘関節の機能を代替するために尺骨側に使用する材料であること。

④ 構骨側

肘関節の機能を代替するために構骨側に使用する材料であること。

## 152 胸郭変形矯正用材料

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用部位により、肋骨間用(1区分)、肋骨腰椎間用(1区分)、肋骨腸骨間用(1区分)、固定クリップ(伸展術時交換用)(1区分)及び部品連結用(2区分)の合計6区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 部品連結用・縦型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

スタガードコネクター

⑥ 部品連結用・横型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

ア トランクスバー

- ② 肘関節の機能を代替するために尺骨側に使用する材料であること。
- 肘関節の機能を代替するために筋骨側に使用する材料であること。
- 肘関節の機能を代替するために筋骨側に使用する材料であること。
- 肘関節の機能を代替するために筋骨側に使用する材料であること。
- 肘関節の機能を代替するために筋骨側に使用する材料であること。

## 152 胸郭変形矯正用材料

(1) (略)

(2) 機能区分の考え方

構造及び使用部位により、筋骨間用、筋骨腰椎間用、筋骨腸骨間用及び固定クリップ(伸展術時交換用)の合計4区分に区分する。

(3) 機能区分の定義

①～④ (略)

⑤ 部品連結用・縦型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

スタガードコネクター

⑥ 部品連結用・横型

複数の肋骨を把持することを目的に①、②又は③に追加して使用するセットで、以下の構成品を含むものであること。

ア トランクスバー

1 トランスペースクレードル  
立 ヨネクター